

令和8年2月10日
健康福祉部障害保健福祉課
担当者 四木
内線 4080
外線 076-225-1425

障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、運営基準違反、訓練等給付費の不正請求及び虚偽報告があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

記

1 処分対象事業所

名 称：住まいるハウス
所 在 地：野々市市新庄1丁目70番地
サービスの種類：共同生活援助
指 定 年 月 日：平成28年3月1日

運営事業者

名 称：オリジナルサポート株式会社
代表取締役：はまがみ さとる 浜上 悟
所 在 地：金沢市額谷3丁目49番地

2 処分内容

共同生活援助事業所の指定の効力の一部停止

- ① 新規利用者の受入停止 1年
- ② 報酬支払額の制限7割(3割減算) 6か月

3 処分期間

- ① 令和8年3月1日から令和9年2月28日
- ② 令和8年3月1日から令和8年8月31日

4 処分の事由

(1) 法第50条第1項第5号（運営基準違反）

利用者から徴収した食材料費の額に残額が生じているにも関わらず、精算して利用者に当該残額を返還したり、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等、適正な取扱いをせず、過大に徴収した。

（令和3年4月から令和6年3月までの過大徴収額 計5,351,251円）

(2) 法第50条第1項第6号(訓練等給付費の不正請求)

- ①令和4年3月、及び令和6年7月から11月の間、生活支援員の人員基準を満たしていないにもかかわらず、厚生労働省告示に基づく訓練等給付費の人員欠如減算(所定単位数に100分の70若しくは100分の50を乗じて得た単位数を算定)を行わず訓練等給付費を請求し受領した。
- ②令和3年9月、及び令和4年1月から令和6年3月の間、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されていないにもかかわらず、世話人を4対1配置した場合の訓練等給付費を請求し受領した。
- ③令和6年4月から令和7年3月の間、基準により置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人等が配置されていないにもかかわらず、配置した場合の加算(人員配置体制加算Ⅰ)を請求し受領した。
- ④令和4年6月から令和7年3月の間、宿直を行う夜間支援従事者を配置していないにもかかわらず、宿直を配置した場合の加算(夜間支援体制加算Ⅱ)を請求し受領した。

(令和3年9月から令和7年3月までのサービス提供分 不正額 67,406,180円)

(3) 法第50条第1項第7号(虚偽報告)

法人代表が監査において、当該事業所での世話人や生活支援員としての勤務実態の無い者を世話人や生活支援員として勤務したとする虚偽の書類を提出した。

5 その他

県内の過去の行政処分 の例

- (1) 処分事業所：指定就労継続支援B型事業所
処分内容：指定取消
処分事由：不正の手段による指定
処分日：平成24年10月3日
- (2) 処分事業所：指定就労継続支援A型事業所
処分内容：指定取消
処分事由：運営基準違反、不正請求、不正又は著しく不当な行為
処分日：令和元年12月19日